

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 岸 小夜子

夏季休業に向けての児童生徒の指導等について (通知)

夏季休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭を中心とした生活を送る中で、自主的・自律的に生きる力を身に付けるためのよい機会であり、また、自然体験活動やボランティア活動などの様々な体験を通して、他者に対する思いやりの心の大切さや生命の尊さを実感することができるなど、豊かな人間性を培う上でも有意義なものであります。

一方、学校生活から長期間離れることにより、児童生徒の気持ちが緩み、生活が不規則になるなどして、問題行動を起こしたり、不慮の事故に遭ったりすることも懸念されることから、問題行動や事故等の未然防止に万全を期すことが求められております。

については、各学校において夏季休業を迎えるに当たり、特に別記の事項に留意の上、児童生徒が有意義な日々を過ごすことができるよう十分な指導を行うとともに、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下に、事故防止について万全を期すようお願いします。

特に、今年度は、自転車で登下校中の高校生が、歩行者や走行中の自転車と接触する交通事故も発生していることから、本年 4 月 1 日に施行された「北海道自転車条例」等を踏まえた自転車の安全な利用や、交通事故の当事者となった場合に、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど、交通事故が起きたときの適切な対処についての指導を徹底するようお願いします。

高校教育課 高校教育指導グループ  
高校教育課 キャリア教育指導グループ  
義務教育課 義務教育グループ  
義務教育課 学力向上推進グループ  
義務教育課 子ども地域支援グループ  
特別支援教育課 学校教育指導グループ  
教育環境支援課 部活動対策推進グループ  
健康・体育課 学校保健・体育グループ  
生涯学習課 社会教育・読書推進グループ  
参事(生徒指導・学校安全)生徒指導・学校安全グループ

## 別記

### 1 夏季休業中の生活に関する指導等について

#### (1) 規律ある生活に向けた指導

児童生徒が休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活リズムチェックシートや各種リーフレットを活用するなどして指導すること。

その際、児童生徒が継続的に取り組むことができる宿題を出したり、学校等における補充的学習サポートの機会を提供したりするほか、保護者に対し、家庭でのルールや目安（勉強する時間、運動の時間、テレビやゲームの時間等）を決め、しっかり守るよう子どもと話し合うことなどについて働きかけること。

なお、夏季休業中の生活の心得を作成する場合には、児童生徒の意見や保護者の考え方、地域社会の実情等を踏まえた上で、学校の指導方針を明確にし、保護者や地域住民等に広く理解と協力が得られるよう努めること。

#### (2) 児童生徒の悩み等への対応

新学期に向けて児童生徒との面談を実施し、悩み等の早期発見に努めるとともに、必要に応じて休業期間を利用して家庭訪問を行うなど、児童生徒の実態を踏まえ適切に指導・援助すること。

#### (3) 体験活動等への参加の奨励

青少年体験活動支援施設等の関係機関・団体等との連携を図り、児童生徒が、自然体験活動やボランティア活動、親子の共同体験活動、異世代との交流活動の体験活動に積極的に参加するよう奨励すること。

また、部活動休養日の趣旨を踏まえ、生徒が多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させることができるよう働きかけること。

#### (4) アルバイト就労に関する指導

アルバイトを行う場合には、必ず学校への届出を行わせ、保護者や関係者との連携の下に、職種や就労時間を確認するなど、就労際の安全確保や問題行動の防止等について指導すること。

### 2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底について

#### (1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他の人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、新しい環境に馴染めないなどの悩みによる自殺の防止に向けて、教育相談、保護者への家庭における見守りの依頼、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を確実に実施すること。

また、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

#### (2) インターネット上のトラブルの未然防止

コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による性犯罪等の被害や、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に向けて、インターネット等を通じた有害情報の危険性や対応策及びインターネット等の安心・安全な利用についての指導を徹底すること。

#### (3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

保護者や地域住民等と連携を図り、児童生徒の交友関係や生活の状況を把握するなどして、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に努めること。

また、校内及び校外におけるいじめの相談や通報を受け付ける窓口の周知やいじめを受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることの大切さを理解させる指導を確実に行うとともに、学校は、児童生徒から相談や通報を受けた際に、「学校いじめ対策組織」を中心に組織的な対応がとれる体制整備に努めること。

#### (4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動等においては、児童生徒の体調などに十分配慮するとともに、運動種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。

#### (5) 犯罪（触法）行為、不良行為等の未然防止

盗撮やわいせつ、窃盗、器物損壊、暴力行為等の犯罪（触法）行為や、夜遊び、飲酒、喫煙等の不良行為等の未然防止に向けて、人間としての倫理観や規範意識等を育成するとともに、家庭や地域と連携し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かい指導を充実すること。

#### (6) 薬物乱用の防止

児童生徒一人一人に薬物の有害性や危険性についての正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」という意識が醸成されるよう指導すること。

#### (7) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応することができない児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等との一層の連携を図ること。

また、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、児童相談所等に対して速やかに通告すること。

#### (8) 児童生徒の安全確保

警察など関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、痴漢や性的な暴力等の被害者とならないよう、児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導すること。

#### (9) 水難事故の防止

海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等においては、危険な場所には絶対に立ち入らないことや天候の急変に十分注意することなどについて指導すること。

また、児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びなどにでかけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、危険な場所には絶対に立ち入らないことについて指導を徹底するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。

特に、海での遊泳については、海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に行わないよう指導すること。

#### (10) 交通事故の防止

「学校安全読本」（平成22年 北海道教育委員会）等を活用し、交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導するとともに、小学校が実施する行事等の機会に、小学校と幼稚園等とが連携した交通安全に関する指導や保護者への啓発資料の配布などの取組を行うこと。

また、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことや無免許運転をしないこと、ヘルメット着用等の自転車の安全な利用や事故による損害賠償責任の発生など、万が一の事態を想定した万全の備えを講じること、交通事故の当事者となった場合に、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど適切に対処することについて指導すること。

#### (11) 野外活動等における事故の未然防止

児童生徒が登山、キャンプ等に参加する場合には、実施前に保護者の承諾を得た上で必ず学校へ届け出るよう指導するとともに、事故の未然防止を図るため、責任ある立場の成人の引率の下、気象条件などに十分配慮し、年齢・体力に見合った無理のない計画で実施するよう指導すること。

#### (12) 花火による事故の防止

花火（がん具煙火）を取り扱う場合には、迷惑にならない場所、時間、後始末などのマナーや、花火に表示されている取扱い上の禁止事項等を厳守するよう指導すること。また、家庭における児童生徒のライターの取扱いについて保護者へ注意喚起するとともに、火の取扱いについて児童生徒に指導すること。

### 3 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

北海道環境生活部による「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」（平成30年7月1日～7月31日）及び北海道暴力追放センターによる「夏の暴力追放運動強化期間」（平成30年7月21日～8月20日）については、家庭、地域社会等との連携を図り、これらの活動が効果的に進められるよう配慮すること。

#### <参考通知>

- 【別記1(1)】** 「『暴力行為のない学校づくりに向けて～小学校における暴力行為に対する指導の充実～（教職員用）』及び『小さな変化を見つめるとサインが見えてきます！～子どもの粗暴な行為を未然に防止するために～（保護者用）』について」  
（平成27年12月3日付け教生学第764号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 【別記1(3)】** 「部活動休養日等の完全実施について」  
（平成30年3月16日付け教職第2425号 北海道教育委員会教育長通知）
- 【別記1(4)】** 「高校生のアルバイト就労に関する指導について」  
（平成26年2月25日付け教生学第810号 学校教育局高校教育課長、学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「少年の非行及び犯罪被害防止に向けた指導について」  
（平成29年10月11日付け教生学第567号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 【別記2(1)】** 「命を大切にす指導の充実について」  
（平成24年7月9日付け教生学第264号 学校教育局長通知）  
「命を大切にす教育の一層の充実について」  
（平成27年6月26日付け教生学第309号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」  
（平成30年1月26日付け教生学第835号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒の自殺予防に係る取組について」  
（平成30年6月12日付け教生学第224号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 【別記2(2)】** 「高校生のスマートフォン等の使用に対する指導について」  
（平成27年3月30日付け教高第2115号 学校教育局長通知）  
「児童ポルノ事犯の『自画撮り被害』増加に伴う広報・啓発について」  
（平成28年11月14日付け教生学第767号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒の性被害防止対策への協力について」  
（平成29年7月7日付け教生学第308号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 【別記2(3)】** 「児童生徒のいじめの問題に対する取組の徹底について」  
（平成24年7月19日付け教生学第291号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「いじめの問題に対する取組の徹底について」  
（平成27年7月10日付け教生学第361号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」  
（平成27年8月5日付け教生学第433号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「いじめの問題に対する取組の徹底について」  
（平成28年1月5日付け教生学第831号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「いじめ根絶に向けたメッセージ『いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに』について」  
（平成28年4月8日付け教生学第27号 教育長通知）  
「東日本大震災等に伴う避難世帯へのメッセージについて」  
（平成28年12月13日付け教生学第869号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について」  
(平成 28 年 12 月 19 日付け教生学第 883 号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)  
「原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の  
確認に係るフォローアップ結果等を踏まえた対応について」  
(平成 29 年 4 月 17 日付け教生学第 46 号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)  
「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」  
(平成 29 年 4 月 18 日付け教生学第 60 号 学校教育局長通知)  
「北海道いじめ防止基本方針の改定について」  
(平成 30 年 2 月 15 日付け教生学第 893 号 教育長通知)  
「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」  
(平成 30 年 4 月 13 日付け教生学第 54 号 学校教育局長通知)

**【別記 2 (4)】** 「児童生徒の体育活動中の事故防止について」  
(平成 25 年 7 月 5 日付け教健体第 405 号 学校教育局健康・体育課長、学校教育局参事  
(生徒指導・学校安全) 通知)  
「学校における体育活動中 (含む運動部活動) の事故防止等について」  
(平成 29 年 9 月 4 日付け教健体第 465 号 学校教育局健康・体育課長通知)  
「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」  
(平成 29 年 12 月 25 日付け教健体第 734 号 学校教育局健康・体育課長通知)  
「学校における体育活動中の事故防止等について」  
(平成 30 年 4 月 12 日付け教健体第 45 号 学校教育局長通知)  
「熱中症事故の防止について」  
(平成 30 年 5 月 17 日付け教健体第 142 号 学校教育局健康・体育課長、学校教育局参事  
(生徒指導・学校安全) 通知)

**【別記 2 (5)】** 「高等学校等における生徒指導の徹底について」  
(平成 26 年 3 月 18 日付け教生学第 905 号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)  
「児童生徒の生命及び安全にかかわる適切な対応について」  
(平成 27 年 9 月 3 日付け教生学第 516 号 学校教育局長通知)  
「児童生徒の生命及び安全にかかわる適切な対応について」  
(平成 27 年 10 月 16 日付け教生学第 628 号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)  
「児童生徒による犯罪行為の未然防止について」  
(平成 28 年 7 月 21 日付け教生学第 412 号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

**【別記 2 (6)】** 「薬物乱用防止教育の更なる充実について」  
(平成 26 年 8 月 27 日付け教健体第 580 号 学校教育局健康・体育課長通知)  
「薬物乱用防止に関する指導の徹底について」  
(平成 27 年 11 月 16 日付け教健体第 769 号 学校教育局長通知)  
「薬物乱用防止教育の推進について」  
(平成 28 年 2 月 2 日付け教健体第 975 号 学校教育局健康・体育課長通知)

**【別記 2 (7)】** 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報  
について」  
(平成 24 年 11 月 6 日付け教生学第 574 号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)  
「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うお  
それがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」  
(平成 27 年 4 月 2 日付け教生学第 6 号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)  
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策  
に係る対応について」  
(平成 27 年 8 月 24 日付け教生学第 475 号 学校教育局長通知)

- 【別記2(8)】 「子どもを犯罪から守る対策への協力について」  
（平成26年5月16日付け教生学第174号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」  
（平成27年11月2日付け教生学第679号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「痴漢等のわいせつ被害の防止について」  
（平成28年7月19日付け教生学第394号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について」  
（平成29年3月30日付け教生学第1235号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」  
（平成29年9月4日付け教生学第464号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 【別記2(9)】 「若年齢層に対するマリネジャーに伴う事故防止等のための安全指導について」  
（平成27年5月8日付け教生学第126号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「海水浴等に伴う事故防止について」  
（平成28年8月9日付け教生学第472号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について」  
（平成29年5月11日付け教生学第124号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「海水浴に伴う事故防止等について」  
（平成29年6月27日付け教生学第275号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「水泳等の事故防止について」  
（平成30年5月9日付け教健体第121号 学校教育局健康・体育課長、学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 【別記2(10)】 「自転車の安全利用に向けた安全指導の徹底について」  
（平成27年1月6日付け教生学第918号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒の交通事故の防止について」  
（平成27年6月16日付け教生学第274号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒の交通事故防止について」  
（平成27年10月29日付け教生学第673号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒の交通事故の防止について」  
（平成29年11月29日付け教生学第701号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「『北海道自転車条例』の周知について」  
（平成30年4月25日付け教生学第86号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）  
「児童生徒の交通事故の防止について」  
（平成30年5月15日付け教生学第146号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

参考通知及び「学校安全読本」については、次のURLからダウンロードできます。

○学校教育局健康・体育課

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/ktktuuchi.htm>

○学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ssatuuchi.htm>（参考通知）

[http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/anzen\\_dokuhon.htm](http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/anzen_dokuhon.htm)（「学校安全読本」）